

# シカ被害対策及びジビエ活用推進協定書

梶原町 矢野 富夫（以下「甲」と称す）、梶原町猟友会会長 中岡 俊輔（以下「乙」と称す）、四万十森林管理署長 佐賀 賢二（以下「丙」と称す）は、梶原町におけるシカ被害対策及びジビエ活用推進に関し、次のとおり協定する。

## （目的）

第1条 梶原町におけるシカ被害対策及びジビエ活用推進のために、甲、乙、丙は、それぞれの役割を果たすとともに、協力体制を構築することにより、林業被害等の防止及びシカ肉等のジビエ活用を推進する。

## （対象区域及び捕獲方法）

第2条 この協定によるシカ被害対策の対象区域及び捕獲方法は以下のとおりとする。対象区域については梶原町内の国有林及び民有林とし、捕獲方法は囲いわな等とする。なお、民有林については、国有林と近接する民有林を主たる対象区域とする。

## （役割）

第3条 第1条に規定する役割は以下のとおりとする。

- シカ被害対策の実施にあたり、必要に応じて、甲は乙及び丙に、民有林に係るシカ被害関連情報を、また、丙は甲及び乙に、国有林に係るシカ被害情報を、それぞれ提供する。
- 乙は、銃等による捕獲を実施するほか、それに係る施設等の管理を行う。
- 丙は、乙に対し、民有林内のシカ捕獲に要する囲いわなを甲に貸与し、甲は乙に使用させる。また、丙は乙に対し、囲いわな捕獲に係る技術的支援を行う。
- 乙及び丙は、協力して囲いわな等の巡視を行い、甲を含め情報を共有する。
- 乙及び丙は、シカを捕獲した場合には、甲に対し、ジビエの活用について意向を聴取した上でシカを処理する。

## （「囲いわな等」の貸与等）

第4条 本協定に基づく「囲いわな等」の貸与に当たっては、甲、乙、丙で設置場所等を協議（設置場所の変更を含む）の上、丙は甲に貸与する。

## （国有林への入林手続き等）

第5条 甲又は乙が国有林内に入林するにあつては、本協定の始期及び更新時（入林者の変更を含む）に、丙に入林者名簿を提出することにより、丙から甲又は乙に対して、許可証を交付する。また、入林時に甲又は乙から丙に対して、入林する旨を連絡することにより、相互に安全の確認を行う。

## （シカの処理）

第6条 乙及び丙がシカを捕獲した場合には、それぞれの責任において安全かつ適切に処理する。ただし、丙が行う範囲は国有林内に限る。

## （安全の確保等）

第7条 国有林内における作業者等の安全を確保するため、丙は甲及び乙に対し、国有林の入林禁止箇所等に関する情報を提供する。

2 乙は、シカ被害対策の実施にあたり、必要な標識を設置するとともに、事故の未然防止について会員を指導する。特に、捕獲に銃等を使用する場合は、必要な事故防止の措置を講ずること。

## （情報発信等）

第8条 甲、乙、丙は、本協定に基づく取組及びその成果について、協力して情報発信を行う。また、丙は、森林環境教育等を通じて、シカ被害による林業や森林生態系への影響等に関する普及啓発に努める。

## （協定の期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成30年3月31日までとする。

2 甲、乙及び丙が本協定の変更等に関し、特段の意志表示をしない場合は、本協定は毎年更新（4月1日から3月31日）される。

## （その他）

第10条 本協定の変更が必要となった場合及び本協定に定めのない事項については、甲、乙、丙がその都度協議し、これを解決する。

以上、各協定者記名押印の上、各自1通を保管する。

平成29年8月12日

甲 梶原町長

矢野富夫

乙 梶原町猟友会会長

中岡俊輔

丙 四万十森林管理署長

佐賀賢二

## シカ被害対策及びジビエ活用推進協定書の細部事項

シカ被害対策及びジビエ活用推進協定書に基づき、下記の事項について定める。

- 1 梶原町猟友会会長は、国有林内での捕獲頭数の報告を四万十森林管理署長に、民有林内での捕獲頭数の報告を梶原町長に、別添1の「シカ被害対策及びジビエ推進協定によるシカ捕獲報告書」により報告すること。
- 2 囲いわな等を借用する場合において、梶原町長は四万十森林管理署長に、別添2の「借用書」を提出すること。また、四万十森林管理署長は、梶原町長から提出された借用書を受理した時は、速やかに、別添3の「貸付物品承諾書」を梶原町に交付すること。
- 3 林道等の利用にあたっては、事故などの未然防止に努めること。
- 4 国有林で捕獲されたシカについては、ジビエ振興の観点から、四万十森林管理署長は梶原町長の求めに応じて、無償提供とする。但し、今後の社会情勢の変化等によってはこの限りでない。  
なお、捕獲されたシカを食肉として有効活用する場合は、甲の責任において適切な衛生管理に努めること。

本件については、協定書とともに協定者間で保管する。

別添1

シカ被害対策及びジビエ活用推進協定によるシカ捕獲報告書

四万十森林管理署長 殿

平成 年 月 日

梶原町猟友会  
会長 中岡 俊輔

「シカ被害対策及びジビエ活用推進協定書」に基づき捕獲したシカの頭数等について、  
下記のとおり報告します。

( 月分)

記

捕獲場所 (わなNo)			国有林捕獲頭数										場所	罠NO,				
捕獲頭数	親	雄																
		雌																
	子	雄																
		雌																
	計																	
その他			民有林捕獲頭数										雄	頭	雌	頭	計	頭

捕獲場所 (わなNo)			国有林捕獲頭数										場所	罠NO,				
捕獲頭数	親	雄																
		雌																
	子	雄																
		雌																
	計																	
その他			民有林捕獲頭数										雄	頭	雌	頭	計	頭

※ 親と子の区分は、体重 20kg 未満を子とし、20kg 以上を親とする。  
その他の欄には、特記すべき事項があればご記入下さい。  
翌月の5日頃までに報告してください。(FAX・メール可)  
四万十森林管理署 TEL 0880-34-3155  
FAX 0880-35-5310

別添2

平成 年 月 日

四万十森林管理署長 殿

梶原町長 矢野 富夫 印

## 借 用 書

「シカ被害対策及びジビエ活用推進協定書」に基づき貴署で保有する「開いわな」を下記のとおり借用いたします。

### 記

- 1 貸付器具、数量  
開いわな、 ○基
- 2 配布品
  - ① 補修糸、補修部品
  - ② ヘイキューブ（開いわな1基につき月1袋を上限とする）
- 3 設置場所  
梶原町内の国有林及び民有林  
※入林禁止区域を除く
- 4 借用期間  
借用書記載日～平成30年3月31日まで  
（但し、協定第9条により次年度以降も協定が続く場合はその期間）
- 5 その他  
協定が終了した場合は配布品の残を含め速やかに返納します。

別添3

平成 年 月 日

梶原町長・矢野 富夫 様

四万十森林管理署長  
佐賀 賢二 印

### 貸付物品承認書

平成 年 月 日付けにより提出のあった「シカ被害対策及びジビエ活用推進協定書」の「開いわな」の貸付について、下記により承諾しますので通知します。

#### 記

- 1 貸付器具、数量  
開いわな、○基
- 2 配布品
  - ① 補修糸、補修部品
  - ② ハイキューブ（開いわな1基につき月1袋を上限とする）
- 3 設置場所  
梶原町内の国有林及び民有林  
※入林禁止区域を除く
- 4 借用期間  
平成 年 月 日～平成30年3月31日まで  
（但し、協定第9条により次年度以降も協定が続く場合はその期間）
- 5 その他  
協定期間における貸付は、無償とします。  
協定が終了した場合は、配布品の残を含め速やかに返納願います。



シカ被害対策及びジビエ活用推進協定位置図

